



農業に関心がある方へのおすすめホームページ
ぜひ、検索してみてください

農業を仕事に してみませんか

農業とはどんな仕事、職業にするための準備

農林水産省

新規就農の促進

全国新規就農相談センター
農業をはじめる.JP



農業女子PJ 

就農相談を受付けています！

農林水産省 東海農政局 経営・事業支援部 経営支援課

就農促進担当 TEL : 052-223-4620

令和5年6月作成

農業とともに 生きる理由



良い面、悪い面を
ひっくるめた上で、
農業を選択することが
大切！

- ① 自然の中で、土とともに体を動かして働く
炎天下、極寒、早朝や夜遅くまで作業することも
- ② 農産物を育て収穫し、みんなに食べてもらう喜び・達成感
天候不順、台風、病虫害被害で思い通りにならないことも
- ③ 自分らしいライフスタイル（生き方）
自由に時間を使え、家族と過ごしたり、趣味を楽しむことも
- ④ 経営者として自らの発想で意思決定、可能性にチャレンジ
農業施設・機械が必要、安定した経営の難しさ・苦労
- ⑤ 日本の食生活と農村を守る
私たちの生活に必要な食を支える、過疎等から地域を守る

農業を仕事にする方法



① 新たに経営を始める

農家出身以外等から、独立した経営者として農業を始める
経営者として自らの裁量で発展
農地や農業機械などの資金が必要

AIやIoT技術を
活用した
スマート農業の導入

6次産業化として
加工・直売、
農家レストランなど
多角化、大規模化

② 雇用されて働く

農業法人（株式会社、農事組合法人等の農業を営む企業）
などで、従業員として働き、毎月給与をもらう
初期の農地や農業機械などの準備は必要なし
技術や経営ノウハウを学び、就農資金を蓄え、将来独立に
有効

農業は自分一人ではできない、
地域で支援してくれる方々
（ベテラン農家、県の普及指
導員、市町村、JA等）に頼っ
たり、家族の協力が大切

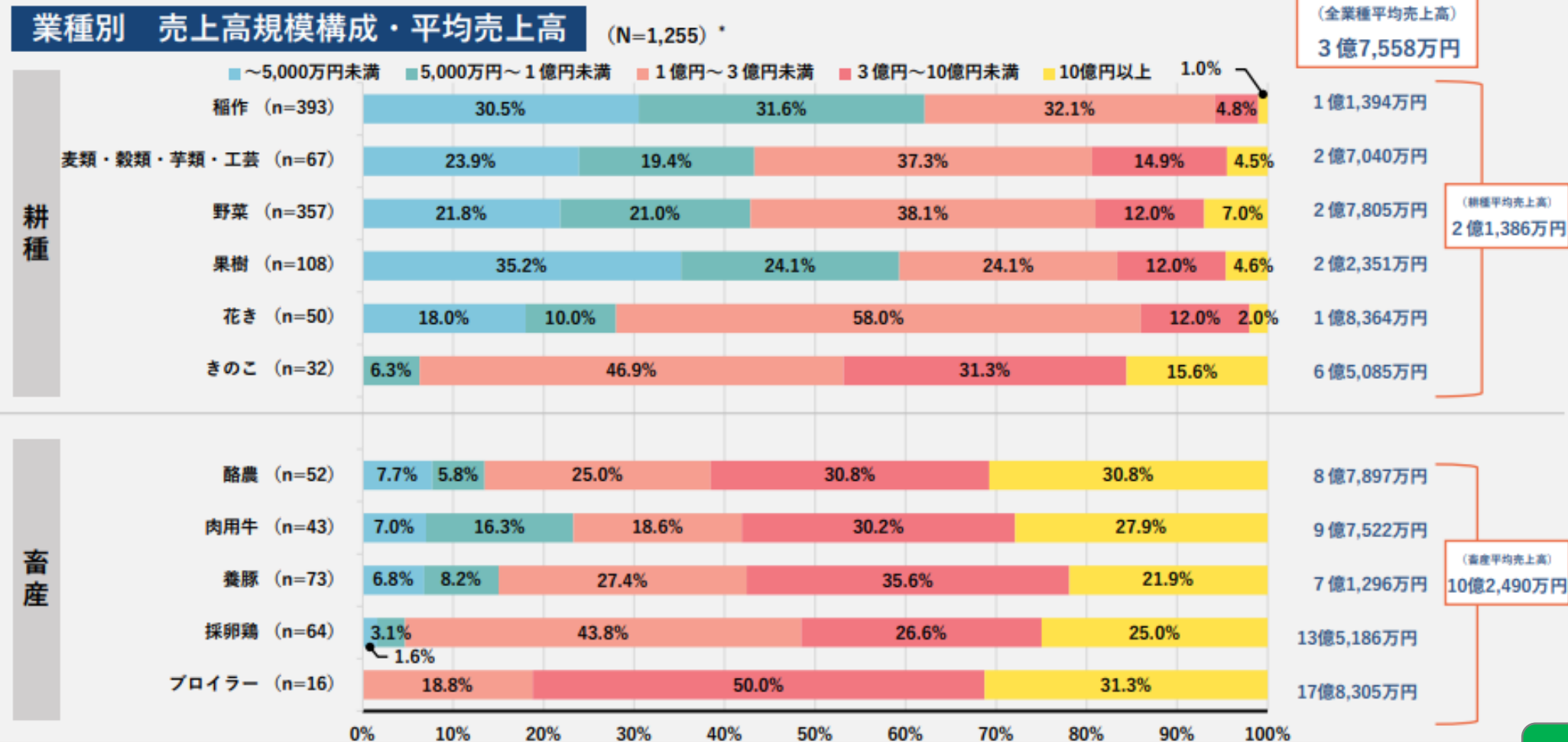
③ 親や祖父母、親戚の農業を継ぐ

親や親族の指導のもとで農業を学ぶ
農地や農業機械などをそのまま引き継ぐ

■ 平均売上高は、全業種で3億7,558万円、耕種で2億1,386万円、畜産で10億2,490万円。

(参考)

大規模
農業法人
の売上高



* 業種は主たる業種を集計。

何をいつ栽培し、飼育するか



稲・麦・大豆 ー水田活用ー

機械化が進展、一定の面積規模が必要、複合経営も検討

露地野菜

ハウスよりコスト安で始める人が多い、天候・病害リスク

施設野菜（露地ではできない冬期などに栽培、品質向上）

高付加価値、安定生産、初期投資・栽培コストが高い

果樹、茶

収穫まで年数を要す、一定の面積規模が必要、天候リスク

花き

高付加価値、景気流行に左右、初期投資・栽培コストが高い

酪農・畜産（牛、豚、鶏）

初期投資が高い、雇用就農から独立への選択肢も

就農までの 手順

①情報収集



- ・就農イメージを固めるため情報収集、相談をしてみましょう

ホームページ、メルマガで体験事例等、就農セミナー（無料）をチェックし、県等の無料相談を活用しましょう。

- 『農業をはじめる.JP』（ホームページ）

<https://www.be-farmer.jp/>

- 『新規就農メールマガジン』（無料）登録

<https://www.be-farmer.jp/mail-magazine/>



- 県相談窓口（無料） <https://www.be-farmer.jp/consult/session/pref/>

県新規就農相談センター	住所	TEL.	メールアドレス
◆（一社）岐阜県農畜産公社 （ぎふアグリチャレンジ支援センター）	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内	058-276-4601	agri-stock@gifu-notiku.com
◆（一社）岐阜県農業会議	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527	gifu@nca.or.jp
◆愛知県立農業大学校 企画研修部就農企画科	岡崎市美合町字並松1-2	0564-51-1034	noudai@pref.aichi.lg.jp
◆（一社）愛知県農業会議	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841	ainou@lilac.ocn.ne.jp
◆（公財）三重県農林水産支援センター	松阪市嬉野川北町530	0598-48-1226	ninaite4@aff-shien-mie.or.jp
◆（一社）三重県農業会議	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022	mieagri@juno.ocn.ne.jp

就農までの 手順

②体験・研修



- ・就農までに農業体験から短期、長期の農業研修へステップを踏んで技術・経営を習得しましょう

(例)

農業体験

まずは農業を楽しみ体験しましょう
市町村や農業法人等でプログラムを用意

短期研修 (1週～1か月)

実際の地域や農業と自分のイメージを確認しよう
県農業大学校、市町村、JA、農業法人等でプログラムを用意

長期研修 (1～2年)

農業を実践的に経験し、就農を判断しましょう
県農業大学校、市町村、JA、農業法人等でプログラムを用意

■ 農業インターンシップ (農業法人)

<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>

■ 県農業大学校等

県農業大学校等	住所	TEL.	ホームページ
岐阜県農業大学校	可児市坂戸938	0574-62-1226	https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/24405/
岐阜県立国際園芸アカデミー	可児市塩1094-8	0574-60-5250	https://www.horticulture.ac.jp
愛知県立農業大学校	岡崎市美合町字並松1-2	0564-51-1601	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/
三重県農業大学校	松阪市嬉野川北町530	0598-42-1260	https://www.pref.mie.lg.jp/nodai/hp/

各地の実践的な
農業研修施設や
農家での研修も有効

■ 県、市町村、JA等の就農相談、研修・研修費用助成、営農費用助成、農地の支援、住宅の支援など

<https://www.be-farmer.jp/support/search/>

就農までの 手順

③就農準備



① 独立して自営で農業を始める場合

就農準備	具体的な活動
目指す農業経営像の決定	1 どんな作物を栽培するか、家畜を飼育するか考える 2 単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決める 3 露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、栽培方法を決める 4 農作業に従事できる労働力が、1～3、経営規模等にマッチしているか考える 5 選択した農業経営像をもとに、都道府県、市町村の産地化、支援措置、生活条件などから就農候補地を検討する（就農相談会（新・農業人フェア等）にも参加する） 6 できるだけ現地を訪ね（家族も）、自分の目と足で地域、研修先、農地、住宅、生活などの関連情報を収集する
5つの生産資源の取得	1 技術やノウハウの習得、2 資金の確保（無利子融資を上手に活用）、3 農地の確保、4 機械・施設の確保（中古品、リース、離農農家譲渡も）、5 住宅の確保
営農計画（さらに青年等就農計画）の作成	生産計画、販売計画、資金計画を明確にする（県普及指導センター等の支援）

② 農業法人等に就職して従業員として働く場合

就農準備	具体的な活動
求人情報の収集	全国又は都道府県新規就農相談センターのホームページやハローワーク、民間の求人サイト等で求人情報を収集する
就職活動	1 都道府県新規就農相談センターへ相談する 2 就農相談会（新・農業人フェア等）に参加する 3 農業法人等へ電話・訪問（家族も）、農業インターンシップで体験・研修する 4 勤務内容・条件、将来像などをよく話し合った上で雇用契約を結ぶ

就農のための 国の支援

①研修時

■ 新規就農者育成総合対策

【就農準備資金】

【雇用就農資金】

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

対象者：就農予定時に49歳以下の者

支援額：12.5万円/月（150万円/年）を最長2年間

交付主体：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、全国農業委員会ネットワーク機構
＜主な交付要件＞

1 独立・自営就農※1、雇用就農又は親元就農※2を目指すこと

※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること

※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）

ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること

2 都道府県等が認めた研修機関等（「農業をはじめる.JP」に登録）で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

3 常勤の雇用契約を締結していないこと

4 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

雇用就農資金

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成（「雇用就農者育成・独立支援タイプ」）

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年を最長4年間

※ 新規雇用就農者の増加分が対象

交付主体：全国農業委員会ネットワーク機構

＜農業法人等の主な要件＞

1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること

※ 独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可

2 労働環境の改善に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと

3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が1/2以上であること

4 研修内容等を「農業をはじめる.JP」に掲載していること

＜新規雇用就農者の主な要件＞

1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること

2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること

3 過去の農業就業期間が5年以内であること

上記以外に「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成支援タイプ」を実施

就農のための 国の支援

②経営開始時 その1

■ 新規就農者育成総合対策

【経営発展支援事業】

【経営開始資金】

経営発展支援 事業

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

対象者：49歳以下の認定新規就農者（市町村から青年等就農計画を認定）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

※ 取組計画に応じた事業採択方式

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4

対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等

交付主体：市町村

＜主な交付要件＞

1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和4年度以降が対象）

2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること

※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること

3 目標地図又は人・農地プランに位置づけられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付

対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

支援額：12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間

交付主体：市町村

＜主な交付要件＞

1 独立・自営就農する認定新規就農者（市町村から青年等就農計画を認定）であること

2 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること

3 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入等）を負っていると市町村長に認められること

4 目標地図又は人・農地プランに位置づけられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

就農のための 国の支援

②経営開始時 その2

■ 青年等就農資金（無利子資金）

対象者	新たに農業経営を営もうとする青年等※であって認定新規就農者（市町村から青年等就農計画を認定） ※ 青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人 農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く
貸付条件 貸付主体	用途：施設・機械（農業生産用の施設・機械、農産物の処理加工施設、販売施設） 果樹・家畜等（家畜の購入費、果樹や茶等の新植・改植費、育成費） 借地料等の一括支払い（農地の借地料、施設・機械のリース料等の一括支払い等） その他の経営費（経営開始に伴って必要となる資材費等） ※ 農地等の取得は除く 貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円） 貸付利率：法定無利子 償還期限：17年以内（据置期間5年以内） 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫

■ 経営体育成強化資金（農地等の取得に利用できる資金）

認定新規就農者（市町村から青年等就農計画を認定）が農地等を取得する場合に利用可能（有利子）
利用条件等：借入額が1,000万円以下の場合、①融資率100%
②償還期限25年以内（据置期間5年以内）

貸付主体：株式会社日本政策金融公庫

(参考)
農業に関心がある方へ各種情報を提供しています

ぜひ、検索してみてください

農林水産省

新規就農の促進

農林水産省の支援策に加え、外部リンクにより総合的に情報を紹介しています。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

全国新規就農相談センター
農業をはじめめる.JP

農業に興味・仕事にしたい方に役立つ情報を紹介しています。

<https://www.be-farmer.jp/>

農業女子PJ

企業・教育機関等と連携し、農業女子の知恵を生かした新商品・サービスの開発、未来の農業女子をはぐくむ活動、情報発信等を紹介しています。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/noujopj.html>



農業の主な 関係機関

関係機関	主な業務内容
農業委員会、 県農業会議	農業委員会は市町村役場にあり、法律に基づいて農地法の許認可、農地の幹旋など地域の農業生産の担い手の育成をしています。 新規就農者が農地を取得するときは、最終的に農業委員会に行く必要があるので、あらかじめ相談しておきましょう。 都道府県農業会議は、法律に基づき全国農業会議所とともに、農業委員会ネットワーク機構として指定されている一般社団法人です。 主な業務は、農業委員会の活動支援等のほか、雇用就農資金の受付窓口になっています。 また、都道府県新規就農相談センターとして新規就農に関する相談窓口として活動し、農業法人等の求人情報や新規就農のための研修情報などの発信も行っています。
普及指導センター（農業改良普及センター）	都道府県の各地域にある出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属されています。 センターには、就農相談窓口が設けられており、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に応じています。 新規就農に当たっての営農計画（青年等就農計画）の作成においては協力を得ましょう。 さらに、就農後も経営の発展段階に応じた個別濃密指導など一貫した支援活動を行っています。
農業協同組合（農協、JA）	各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村生活において重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。 全国段階、都道府県段階には連合会や県本部があり、JAは、組合員への農業資材・生活物資の幹旋、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸出、貯金の引受、保険など、組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。 また、特に各種制度資金を借り入れる場合は、JAが主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金などを貸してくれます。
日本政策金融公庫	全額政府出資の政策金融機関です。 農林水産事業に対して、融資や経営支援サービスを展開しており、融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金、認定農業者を対象としたスーパーL資金などがあり、農業者は無利子又は低利で設備投資資金などを調達することができます。 経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが、経営全般に関する相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

新規就農者の 苦労した 体験談

新規就農後の経営開始5年程度は、想定外のことが起こり、農業経営がうまくいかないことがあります。

地域で支援してくれる方々（先輩・ベテラン農家、県の普及指導員、市町村、JA等）に相談し、苦労を乗り越え、同じことを繰り返さないことが重要です。

新規就農者	苦労した体験談と改善策
Aさん キャベツ	キャベツを完全無農薬で栽培したが、害虫が大量に発生し、出荷物がなく、大赤字になった。理想を求めても知識・技術がないと経営が成り立たないため、有機農家から農法を学んだ。
Bさん にんじん	播種後、大型台風の予報がありながら、他の作業を優先し、被害防止対策をしなかったため、大部分が流出した。台風対策をリストアップし、以降は最優先で実施することにした。
Cさん ミニトマト（施設）	順調に販売額を増加していたが、施設内で黄化葉巻病が大発生し、収穫量が大幅に減少した。食育のための親子収穫体験を中止し、黄色粘着板・テープなど防除対策を徹底した。
Dさん ミニトマト（施設）	ミニトマトは裂果するものと思い、6次産業化としてドライトマトを販売したが、大量の在庫をかかえた。栽培技術を一から見直し、自信をもって販売できる生産に取り組んだ。
Eさん 露地野菜→トマト	農業高校卒業後、将来的な計画がないまま、露地野菜の生産を開始した。県から夏秋トマトを提案され、国の資金の交付、県の補助で施設を整備し、経営安定・規模拡大を実現した。
Fさん きゅうり（施設）	人付き合いが苦手で、親族を頼りにしたため収穫作業が遅れ、目標収量が達成できなかった。雇用を入れることで収穫量が安定し、経営が改善した。
Gさん いちご（施設）	育苗時には炭疽病がなかったが定植後に病気が発生して欠株となった。次期作では県の技術指導を受け、JA・先輩農家からも防除や体験談を聞き、以降は炭疽病の発生はなくなった。
Hさん いちご（施設）	品種によるランナー発生数の違いを認識しておらず苗が不足したが、他の農家から予備苗を融通してもらい計画どおりの定植ができた。次期作では県の技術指導で改善を図った。
Iさん かんきつ（露地）	座学の研修をもとに摘果作業を実施したが、収穫物の大きさや品質面で問題が発生した。県・JA・先輩農家から実際の園地で時期別摘果量・サイズ等の指導を受けた。
Jさん 野菜	1年目は、毎日のように研修先農家や近隣の先輩農家に電話・訪問した。このことで、2年目は一人で作業計画を立てられるようになった。

※ 県等からの聞き取りにより東海農政局で整理